16 ≦ i ≦ 25 のとき　1.979
26 ≦ i ≦ 35 のとき　1.453
36 ≦ i ≦ 45 のとき　1.400
46 ≦ i ≦ 60 のとき　1.300
61 ≦ i ≦ 75 のとき　1.161
76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.067
91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000
106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.950
121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.931
136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.898
151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.848
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.813
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.794
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.766
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.749
301 ≦ i のとき　0.699

［略］

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.263）× 0.093 ＋ 0.907 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.263 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［略］

7　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.85）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b × c

b が 3.290 を超えるときは 3.290 とする。

c が 1.558 を超えるときは 1.558 とする。

算式の符号

16 ≦ i ≦ 25 のとき　1.937
26 ≦ i ≦ 35 のとき　1.438
36 ≦ i ≦ 45 のとき　1.369
46 ≦ i ≦ 60 のとき　1.271
61 ≦ i ≦ 75 のとき　1.135
76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.044
91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000
106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.949
121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.928
136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.894
151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.843
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.806
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.779
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.758
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.741
301 ≦ i のとき　0.691

［同左］

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.263）× 0.094 ＋ 0.906 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.263 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［同左］

7　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.86）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b × c

b が 3.290 を超えるときは 3.290 とする。

c が 1.279 を超えるときは 1.279 とする。

算式の符号